

# 昨年度の三市長会共同提言の主な成果

資料1 参考資料1

## 連携中枢都市圏の法定化

提言:「連携中枢都市圏の重要性を踏まえ、当該制度を『法定化』するとともに、財政面も含めた支援を強化すること」(H29～)

### 成果

- 自治体戦略2040構想研究会において、圏域単位で行政を進めるための法律上の枠組みの必要性が示された。
- 第32次地方制度調査会においても、圏域における地方公共団体の協力関係のあり方について調査審議されることとなった。

- ☆ 自治体戦略2040構想研究会 第二次報告概要(平成30年7月)  
⇒ 圏域単位で行政を進めることについて真正面から認める法律上の枠組みを設けることが必要
- ☆ 第32次地方制度調査会 諮問事項(平成30年7月)  
⇒ 圏域における地方公共団体の協力関係について調査審議を求める

## 一般財源総額の確保

提言:「地方が必要とする一般財源総額の必要額を確保するとともに、平成31年度以降も地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保する方針を打ち出すこと」(H29～)

### 成果

- 「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、2021年度まで2018年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する旨が明記された。

- ☆ 経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月)  
⇒ 地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度までの「基盤強化期間」内は2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する

## 地方拠点強化税制の延長・拡充

提言:「東京一極集中を是正するため、地方拠点強化税制の適用期間の延長や支援制度の拡充を行うとともに三大都市圏の既成市街地も対象とすること」(H28～)

### 成果

- 平成30年度税制改正において期間延長(2年)と要件の緩和を実施

☆ 平成30年度税制改正大綱(平成29年12月)

「地方拠点強化税制の見直し」

|                             |   |                      |
|-----------------------------|---|----------------------|
| 移転・拡充先施設で従業員数が10人(中小5人)以上増加 | ⇒ | 従業員数が5人(中小2人)以上増加    |
| 支援対象施設:本社機能(事務所、研究所、研修所)のみ  | ⇒ | 工場内の研究開発施設も対象        |
| 支援対象外地域:首都圏、近畿圏及び中部圏の中心部    | ⇒ | 近畿圏及び中部圏の中心部を支援対象に追加 |

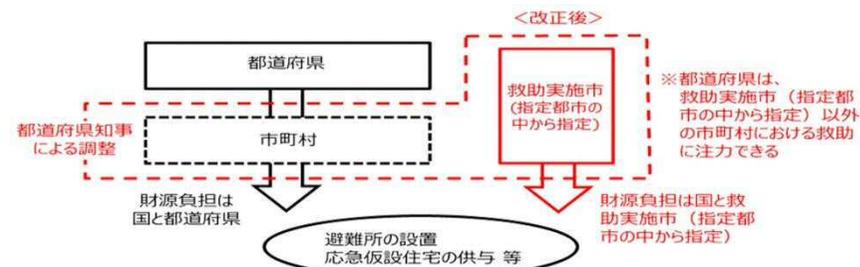
## 災害対応法制の見直し

提言:「指定都市市長会が長年にわたり求めている災害対応法制の見直しについては速やかに行うこと」(H28～)

### 成果

- 災害救助法の改正により、指定都市が主体となり災害救助が行える「救助実施市」制度が創設された。

☆ 「災害救助法の一部を改正する法律」(平成30年6月公布)



内閣府(防災担当)「災害救助法の一部を改正する法律案の概要」より